

十日町民商ニュース

2025年1月 vol.533

025-757-2509

025-752-5679

〒948-0037 十日町市妻有町東1-404-11 tokamachi.minsho@gmail.com

労 働 保 險 事 務 組 合 よ り

～労働保険料の第3期分支払いについて～

第3期の労働保険料が1月31日(金)引落としになります。口座振替の方は振替口座に入金を、現金納付の方も同日までに民商へ支払いをお願い致します。振替・納入のお知らせを送付しましたので、お手元に届いたら、確認をお願いします。

～雇用保険の離職・雇い入れはお早めに手続きを～

季節雇用の方の離職手続き、新規雇用の方がいる場合など、従業員の異動がある場合は早めに事務所まで連絡ください。

社会保険料控除証明書＆年金の源泉徴収票

令和6年中に普通徴収（納付書又は口座振替）により納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の控除証明書は1月下旬に発送となります。年金から天引きされている保険料額は年金の源泉徴収票に記載されています。年金の源泉徴収票は1月8日(水)から16日(木)にかけて、順次送付予定となっています。どちらも確定申告に必要な書類ですので、送られてきたら保管の徹底をお願いします。

令和6年度の確定申告書の追加事項

今回の申告書では定額減税の欄が追加となっています。（図の④④）人数と減税額を記載する欄がありますので、記載漏れがないように注意をお願いします。それに伴い、申告書の第二表の配偶者や親族に関する事項への記載も忘れずにお願いします。

再差引所得税額 (④)-(⑤)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
令和6年分 特別税額控除 (3万円×人数)	人	数	□	□	□	□	□	□	□	□	□	0000
再々差引所得税額(基準所得税額) (④)-(⑤)(赤字のときは0)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
復興特別所得税額 (④×2.1%)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
所得税及び復興特別所得税の額 (④)+(⑤)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰

←扶養を定額減税の人数に加える時は、一番右の欄の「その他」へ「2」と書き加える必要がありますので、ここも忘れずに記入するようお願いします。

統括	生年月日	厚生者	国外居住	住宅	住民税	その他
配偶者	男・大昭平	○	○	○	○	○
	男・大昭平・令	○	○	○	○	○
	男・大昭平・令	○	○	○	○	○
	男・大昭平・令	○	○	○	○	○
	男・大昭平・令	○	○	○	○	○